

「三好市地域防災計画修正案」に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

市では「三好市地域防災計画」の修正にあたりまし、令和元年12月26日(木)から令和2年1月24日(金)までご意見の募集をしたところ、1件のご意見をいただきました。お寄せいただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方について、以下のとおりご報告を致します。今回、ご意見をお寄せいただきました方のご協力に対し厚くお礼申し上げます。

NO	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画修正案への反映
1	<p>共通対策編、第2章災害予防、第12節避難(事前)対策の充実のところに記載されている一時避難場所の確保の内容について</p> <p>一時避難場所の定義として危険が切迫した状況が落ち着くまでの間、一時的に避難することができる野外の市が指定した広場であり、災害の種類により異なる場合もあると書かれていて資料編の一時避難場所の一覧に記載されているページを観てそれらの場所を確認いたしました。</p> <p>私たちの地区では被災時に避難すべき一時避難場所を3か所決めておりその中の一番大きい安全だろうと考える場所への避難経路による移動なども決めており自主避難者や地区内の報告すべき情報収集につとめ市の方への正確性のある報告ができるよう行動指針を定めました。私たちの地区以外でも一時避難所を自分たちの地区で決めて以後の行動を決めている自治会もあります。地区地区で一時避難場所を決めていくことについては書かれていなかったので一時避難場所の定義に従った市の決められたところに行かなければならないのかご指示ください。</p>	<p>地区において独自で決められた一時避難場所が、三好市地域防災計画に記載がないため、独自の一時避難場所ではなく市指定の一時避難場所へ行かなければならないのかというご意見についてですが、三好市地域防災計画では一時避難場所を「地震による余震がおさまるまでの間など、危険が切迫した状況が落ち着くまでの間、一時的に避難する場所」という趣旨で定義付けしております。ですから地区独自で決められた一時避難場所であっても、前述の趣旨に合致をし安全な避難ができる場所でありましたら、市指定の一時避難場所ではなくそちらへ避難して頂いても問題はないと考えます。</p> <p>市が指定する一時避難場所は、地域的要件等を勘案しながら、市管理地又は市との災害協定に基づき使用許諾を受けた土地で、比較的面積の大きな屋外の広場を指定しております。各地区に点在しております比較的小規模な広場等については指定をしておりますが、指定していないからといって一時避難に不適切な場所であると云うわけではありません。地震や余震により建築物等の倒壊や土砂災害の被害を受けない広場であれば問題なく一時避難場所として避難して頂ける場所であると考えます。</p> <p>なお、地区で定めた一時避難場所へ避難をされた場合は市災害対策本部へご連絡ください。</p>	なし